

第2期業務運営計画・平成23年度計画

I 教育機能の強化・充実に關してとるべき措置

1. 教育内容等の改善・充実に關する措置

(1) 学部教育の充実に關する措置

- ①平成 26 (2014) 年度開設科目の準備に向け、今後の開設科目の在り方に関する基本方針に基づいた具体的なカリキュラム編成を行いつつ、新たな課題について検討を進める。
- ②平成 22 (2010) 年度に実施した個別研究に基づき、さらに知識循環型の教養教育のあり方について研究を実施する。

(2) 大学院教育の改善に關する措置

- ①平成 22 (2010) 年度に実施した大学院教育支援者制度の検証に基づいた同制度の改善を行い、教育の質の向上に努める。
- ②Web 会議システムの利用の促進等による学生指導の充実に努める。
- ③大学院修士全科生の入学者を増加させるため、学習センターにおいて入学希望者ガイダンスを実施する。

(3) 新規コース／プログラムの設置に關する措置

- ①情報系コース・プログラムの平成 25 (2013) 年度の設置に向けた諸準備を行う。

(4) 博士課程の早期設置に關する措置

- ①博士課程の設置に向け、平成 22 (2010) 年度に新たに設置した WG において具体の設置計画 (案) を策定する。
- ②学部と大学院の履修制度に關し、平成 22 (2010) 年度に実施した他機関の事例調査結果を踏まえ、学部・大学院間の科目の相互乗り入れ方式の導入方法等についてさらに検討する。

(5) 特色・魅力ある面接授業の実施に關する措置

- ①各学習センターで学生のニーズを踏まえた面接授業を実施する。
- ②面接授業における望ましい科目メニューを改定し、特色ある、魅力あふれる面接授業を企画・実施する。
- ③登録の手続など学生からの要望に対して、各学習センターの意見を踏まえ、必要に応じ見直しを実施する。

(6) 放送のデジタル化を活かした放送授業の提供及び放送教材・印刷教材の質の向上に關する措置

- ①テレビ科目の選定の仕組み及び基準の策定に向けて、教育課程編成委員会のテレビ科目選定 WG において引き続き検討する。
- ②デジタル放送の機能を活用したマルチ番組編成及びデータ放送により学習関連情報の提供を行う。
- ③平成 24 (2012) 年度開設科目から、移行した新たなスケジュールで教材を作成す

る。

④学生等のニーズを踏まえ、字幕放送番組を引き続き制作する。

(7)資格取得教育の推進等に関する措置

①キャリアアップ支援のための組織体制を整備し、学生のニーズ等を踏まえつつ、資格取得科目を開設する等、資格取得教育を推進する。

②学芸員資格取得に必要な新しい科目への対応が困難な単位互換校に利用促進を働きかけるとともに、単位互換未締結校には協定締結を促す。

③科目群履修認証制度（放送大学エキスパート）の改善・充実を図るため、教育内容や活用方策等を引き続き検討する。

2. 教育の実施体制の改善及び学生支援の充実に関する措置

(1)教育支援体制の充実に関する措置

①学生からの質問に対する回答率の向上及び回答期間の短縮を図る。

②LMSによるWeb通信指導を実施するとともに、LMSによるWeb通信指導の周知方法について検討を行い、学生に周知する。

③平成22（2010）年度に導入した大学院教育支援者制度の検証に基づいた同制度の改善を行い、教育の質の向上を図る。

(2)学習支援体制の整備、在籍1・2年目の学生に対する支援の充実に関する措置

①電話による対話の実績に基づき効率的・継続的に修学・履修支援等の学生支援を実施する。

②学習支援体制の強化に向け、ICTサポートスタッフ等学習を支援する者について、より適切に配置する。

③各学習センターと本部が連携して、学生向けの学習相談会を実施する。特に、看護師学生については看護師学校養成所を通じて学習継続の呼びかけを行う。

(3)単位互換制度の実効性の向上に関する措置

①単位互換制度の在り方について、連携企画委員会を中心に検討し、今後の方向性を決定する。

②「オーダーメイド型単位互換」について、山口大学における試行の検証を踏まえ、今後の在り方を引き続き検討する。

(4)専修学校との連携協力の推進に関する措置

①専修学校との連携協力協定締結を更に推進するため、本部による情報収集、ターゲット校の選定及び広報計画の作成を行い、連携協力校の新規開拓を積極的に行う。

(5)教育の実施体制等の改善に関する措置

①新規入学予定者に対し、入学前からの学習センター利用について周知し、利用の促進を図る。

②入学時期の弾力化（通年入学）に関して、追加科目登録期間における面接授業科目の登録や、学期途中の入学などについて検討する。

3. 学習センターの機能の充実に関する措置

(1) 在学生・再入学者への学習支援、履修登録促進に関する措置

①履修登録を促進するため、手紙や電話などによる学生への働きかけを計画的に実施する。

(2) 快適な学習環境の提供、学習センター等の適切な整備に関する措置

①平成 22 (2010) 年度中に定めた各学習センターにおける人員配置見直しの方針を踏まえ、順次人事への反映を行う。

②学習センター再編及び組織・機能等の見直しに対応して、学習センター図書室の在り方・運用方法等について、図書情報委員会で検討する。

③配架教材について、平成 23 (2011) 年度に全ての学習センターにおいて放送教材 (テレビ) の DVD 化に対応する。

④南関東の平準化に向けて、南関東ブロック学習センターの改革を推進する。

⑤東京都内の 4 学習センターの組織体制や役割分担について、平成 24 (2012) 年度以降の職員配置等も含めた見直しに向けて検討・準備する。

⑥利用者の多い再視聴施設等について、利用実態に応じた適切な整備を検討する。

⑦学習環境の向上を図るため、学生へのニーズ調査や同窓会からの意見聴取を踏まえ、学習環境の在り方について検討する。また、学習センターの設備の整備計画を策定する。

(3) 地域の生涯学習拠点としての機能の充実に関する措置

①施設の地域開放について、千葉学習センターでのモデル事業等を踏まえ、具体的な制度設計を行う。また、公開講演会の実施及び同窓会への支援の充実にを図る。

②学習センターにおいて、在学生、地域学習団体等による学習・情報交換の場を定期的に設ける。

4. ICT 活用教育の推進に関する措置

(1) ICT を活用した教育手法の開発等及び放送授業のインターネット配信の推進に関する措置

①LMS による Web 通信指導科目の増加及び Web 会議システムの利用促進により教育機能の充実にを図る。

②UP0-NET 教材を放送大学学生向けの補助教材と位置づけ、放送大学学生の利用を促進する。

③全学的な FD の方針に基づき、効果的な FD を実施する。

④著作権処理の終了した放送授業科目から、インターネット配信を行う。

⑤学習に必要な情報へのアクセス環境を拡大するため、図書館 e 戦略に掲げた事項を着実に実施し、学生の図書館利用の促進と電子図書館機能の充実にを図る。

(2) 学生・教職員の情報リテラシーの向上に関する措置

①学生の ICT 利用を促進するため、全学習センターにおいて、ICT スキル向上を目

的とした面接授業を実施する。

②教職員の情報リテラシーの向上を図るための研修の受講を促進する。

(3)他大学の ICT 活用教育の推進支援に関する措置

①他大学向けに ICT 活用教育に係るセミナーを実施する。

②他大学における UPO-NET の活用促進のため、利用方法の改善と教材配信の充実を図る。

(4)総合研究大学院大学との連携に関する措置

①総合研究大学院大学との連携により、同大学文化科学研究科メディア社会文化専攻に在籍する大学院生の指導を行う。

5. その他の事項に関する措置

(1)国際化の推進に関する措置

①平成 24 (2012) 年度の AAOU 年次大会の開催校として、準備を進める。また、国際連携の強化に向け、国際シンポジウム等を開催するとともに、教員の海外派遣事業を実施する。

②在外邦人を対象とした海外モニター調査において、メディアを利用して行う授業やレポート提出による単位認定等について検証する。

(2)他大学等との連携の推進に関する措置

①幅広く関係機関等との連絡を密にし、放送大学に対するニーズ把握を行うとともに、新たな連携の可能性について検討する。

(3)卒業生・同窓会との連携強化に関する措置

①本部が同窓会連合会と連携し、同窓会未設置学習センターに対して積極的に設置の働きかけを行う。

②学習センターにおいて、同窓会と連携し、卒業生、在学生、地域学習団体等による学習・情報交換の場を定期的に設ける。

II 業務運営の改善及び効率化に関してとるべき措置

1. 組織・業務運営の改善及び効率化に関する措置

(1)組織・業務のマネジメント改革に関する措置

①経営計画や業務推進に係る統計資料・データ等を一元的に整理し、学内で共有する。

②各部門ごとに業務と予算が連動した業務執行計画を立て、通年でその進捗状況をフォローし、業務の確実かつ効率的な実施を図る。

③各部門ごとに定例業務を見直し、業務改善計画を策定し、業務の改善及び効率化を図る。

④新たに導入する人事給与システムや財務会計システム等を活用した組織・業務のマネジメント改革の方策について検討を開始する。

(2)業務運営方法と教職員配置の見直しに関する措置

- ①情報基盤実施本部において情報化に関する基本方針と具体的な実施計画について検討する。
 - ②効率的・効果的な業務運営が可能となるよう、必要に応じ、事務組織の再編を検討する。
 - ③学習センター客員教員の業務実態を踏まえ、客員教員の配置時間数について見直しを検討する。
 - ④平成 22（2010）年度中に定めた学習センターにおける人員配置見直しの方針を踏まえ、順次人事への反映を行う。
 - ⑤人事給与システム及び財務会計システムを導入し、業務の省力化、効率化を図る。
- (3) 事務職員の計画的採用等に関する措置
- ①「直接採用による中核的人材養成プラン」に基づき、文教団体職員採用試験や国立大学法人等職員採用試験からの採用を行うほか、必要に応じ公募により特定有期雇用職員を採用するなど、多様な職員採用を行う。
 - ②交代予定の事務長の後任が特定有期雇用職員（大学等の定年退職者）となるよう、出向元大学等への働きかけを継続的に行う。
 - ③職員の体系的な研修計画を策定し、研修等を実施する。
 - ④学生への対応の改善等、学習センター職員の資質向上を図るために、定期的な職員研修を実施するとともに、業務マニュアルを更新する。
- (4) 教員の計画的採用に関する措置
- ①政府の人件費削減方策等を踏まえ、教員の計画的な採用を引き続き実施する。採用にあたっては、過去に行った講義や、メディアによる講義等の経験など、教育上の実績を重視した選考を行う。

2. 自己点検・評価等の実施と活用に関する措置

- (1) 自己点検・評価の実施・活用に関する措置
- ①自己評価及び認証評価結果を踏まえ、評価結果を教育の質の向上と業務運営の改善のために活用する。
- (2) 教員評価制度及び職員人事評価制度の早期導入に関する措置
- ①教員の業務量の実態等を踏まえ、基本的な業務を明確にするとともに、それらの必要な業務量について検討する。
 - ②国や各機関における実施状況等を踏まえ、7月までに職員人事評価制度を構築し、実施する。
 - ③人事評価制度と併せて教職員の表彰の在り方を検討し、制度設計を行う。

3. 放送の高度化と放送授業番組の制作手法の改革に関する措置

- (1) 技術革新に対応した放送システムの整備・高度化に関する措置
- ①新メディアによる番組制作を効率的に行えるよう、スタジオ、編集室等における設備の機能改善を行う。

- ②テープ及び光ディスクの両メディアから既存のテレビ番組送出サーバーに放送番組を効率的に登録して安定した放送送出を行う運用を確立するとともに、ファイル化対応のテレビ番組送出サーバーの概念設計を行う。
 - ③デジタル放送の機能を活用したマルチ番組編成及びデータ放送により学習関連情報の提供を行う。
 - ④将来の放送形態を検討するため、視聴状況調査、BS 放送への移行促進方策等に関する調査研究を実施する。
- (2) 放送授業番組の制作手法の改革に関する措置
- ①現在実施しているプロデューサー制を検証しながら、低コストで魅力的な放送授業作りの体制を確立する。
 - ②番組プロデュースグループにおいて、学生が意欲的に取り組める放送授業に変革するため、セミナー等を実施する。
- (3) BS デジタル放送の導入及びCS 放送の円滑な終了に関する措置
- ①10月から安定してBS デジタル放送を開始できるよう施設の整備及び衛星会社等との調整を実施する。
 - ②BS デジタル放送の開始やCS 放送の終了について、学生等やCATV 事業者への周知を適切に実施する。
 - ③アナログテレビ放送終了に伴う関連設備の撤去及び改修を早期に完了できるよう計画的に同設備の撤去等を実施する。

4. 大学広報の充実と地域貢献活動の推進に関する措置

- (1) 積極的な情報発信に関する措置
- ①広報戦略本部において、募集期毎の総合的・一体的な広報戦略の基本方針を策定し、放送大学の認知度向上、学内広報及び学生募集活動を積極的に推進する。
 - ②ホームページ・大学の窓・ON AIR の有機的なメディア戦略を展開するとともに、地上波デジタル放送やBS デジタル放送でのマルチチャンネルを活用した積極的な情報発信を行う。
 - ③本部及び学習センターにおいて、地域貢献、認知度向上等を目的とした公開講演会等を開催し、専任教員・学習センター所長を中心に積極的な情報発信を行う。
 - ④本学関係資料室の資料の収集・整備を実施する。
 - ⑤電子図書館構築に向けて図書館の情報発信機能を充実するとともに、学内で生産された知的生産物を社会に還元するため、図書館 e 戦略に掲げた事項を着実に実施する。
- (2) 地域貢献活動の推進に関する措置
- ①本部専任教員による公開講演会の企画・実施情報を学内で共有し、本部教員の講師派遣を促進する。
 - ②施設の地域開放について、千葉学習センターでのモデル事業等を踏まえ、具体的な制度設計を行う。

- ③利用者の多い再視聴施設等について、利用実態に応じた適切な整備を検討する。
- ④学生募集の時期に合わせ、附属図書館が所蔵する貴重資料の展示会を計画的に実施する。

5. コンプライアンスの徹底と危機管理体制の確立に関する措置

- (1)業務運営におけるコンプライアンスの徹底に関する措置
 - ①業務運営におけるコンプライアンスについて教職員に対する理解増進を図るとともに、必要な体制整備について検討し、結論を得る。
 - ②業務全般における法令遵守について、適切に監査を行う。
- (2)危機管理体制の確立に関する措置
 - ①危機管理体制の確立に向け、各種の危機を未然に防止し、また、発生した場合に被害を最小限に抑止するため、役員、教職員及び学生等向けの危機対応マニュアルを作成するとともに、火災等を想定した防災訓練を実施する。

III 学生確保と安定した経営基盤の確立に関してとるべき措置

1. 戦略的な募集活動等による学生確保及び自己収入の確保に関する措置

- (1)マス広報による入学者の確保に関する措置
 - ①データ分析に基づいた新たな戦略・施策を策定し、BS デジタル放送に向けた戦略的な広報を展開することにより、出願意欲の高い資料請求者の確保を図る。また、資料請求者への電話フォローの強化、個別相談会等の開催という一連の取組を継続して実施することにより、入学者の確保を図る。
 - ②南関東ブロック等の都市部の学生募集や、在学者への電話による対話等の実施の強化を図る。
- (2)ライン広報による入学者の確保に関する措置
 - ①広報戦略本部において定めた戦略に基づき、専修学校、単位互換校、看護師学校養成所等の特定集団ごとに連携を促進し、入学者を着実に増加させる。
- (3)科目登録率の向上等による自己収入の確保に関する措置
 - ①仕事や出産・子育て等により勉学が継続できなくなった学生が除籍にならないよう、休学制度の周知を行う。
 - ②電話による対話の実績に基づき効率的・継続的に修学・履修支援等の学生支援を実施する。
 - ③履修登録を促進するため、手紙や電話等による学生への働きかけを計画的に実施する。
 - ④学納金体系の在り方について、必要に応じ検討を行う。
- (4)面接授業による自己収入の確保に関する措置
 - ①面接授業における望ましい科目メニューを改定し、特色ある、魅力あふれる面接授業を企画・実施する。
 - ②教員免許更新講習生や夏期集中科目受講者の増加を図る。

(5) 新たな自己収入の確保に関する措置

- ① 寄附科目の開設に向けて、寄附団体の検討を行う。
- ② 他大学における UPO-NET の利用促進を図る。

(6) 各種外部資金の獲得に関する措置

- ① 教育研究の充実や国際化の推進のため、奨学寄附金、受託研究費、科学研究費補助金等について、関係機関との連携を深め、教員に対して獲得努力を促すこと等により、各種外部資金の一層の獲得に努める。

2. 経費の効率的な運用に関する措置

- ① 業務執行計画と業務改善計画に基づき、業務の効率的な運営と経費の縮減を図る。
- ② 複数年契約のさらなる推進、契約事務の効率化等により経費節減を引き続き図る。
- ③ 客員教員や非常勤講師手当の見直しなど、各種手当の抜本的な見直しを実施する。
- ④ 人件費を除く一般管理費の経常費用に占める割合が、第1期計画期間の平均を下回るよう、日常的に経費節減を図る。